

中央会会員組合 経営者・従業員総合補償制度 のご案内

フルガード保険特約付帯普通傷害保険・就業中のみの危険担保特約付普通傷害保険・所得補償保険

募集締切日
平成23年
10月31日(月)

団体割引
20%



みんなの
しあわせ。

みんなの
あんしん。

休業補償

労災上乗せ補償

24時間補償



京都府中小企業団体中央会

保険期間 平成23年12月1日(木)午後4時~平成24年12月1日(土)午後4時
(中途加入も可能です。)

〈保険に関するご意見・ご相談先〉

引受保険会社

東京海上日動火災保険株式会社 京都支店営業課
京都市下京区四条通富小路角 TEL.075-241-1156

株式会社損害保険ジャパン 京都支店 法人営業課
京都市中京区烏丸通錦小路上手洗水町671 TEL.075-252-8030

引受保険会社は、上記2社のうちいずれかをお選びください。

〈ご契約 お問い合わせ先〉

取扱代理店 ご加入手続きは、以下の取扱代理店まで

ご加入内容に関する大切なお知らせ

*現在ご加入の方は必ずお読みくださいますようお願いいたします。

今年度の損害率による割引率は昨年同様0%となります。

保険金額・保険料については昨年と変更はありません。

詳細は本パンフレット保険料表・保険金額表をご参照ください。

現在ご加入の方につきましては、募集締切日までにご加入者の方からの特段のお申し出または保険会社からの連絡がない限り、当団体は、今年度の募集パンフレット等に記載の保険料・補償内容にて、保険会社に保険契約を申し込みます。なお、本内容をご了承いただける方につきましては、特段の加入手続きは不要です。

*その他ご不明な点等ございましたら、取扱代理店までご連絡ください。

なお、所得補償保険について、更新時には、保険料が年齢等により変更となったり、健康状態や年齢等により保険会社側から加入をお断りすることがありますので、ご了承ください。

ご加入内容をご確認下さい。

ご加入・更新いただく前に保険商品がご希望に合致した内容となっていることを再度ご確認ください。加入依頼書の記載事項等につきましては、重要事項説明書に添付の「ご加入内容確認事項(意向確認事項)」にそってご確認いただき、記載漏れ・記載誤りがある場合は、追記・訂正をお願いいたします。また、更新の場合は現在のご加入内容についてもあわせてご確認いただき、万一、誤りがありましたら、取扱代理店までお問い合わせくださいますようお願いいたします。

事故の有無をご確認ください。

現在のご契約について保険金請求忘れがないか、今一度確認をお願いします。ご請求忘れやご不明な点がございましたら、すぐにご連絡ください。なお、本パンフレットの内容は平成23年12月1日以降の補償内容です。それ以前の補償内容とは異なりますのでご注意ください。

加入者票の記載内容をご確認ください。

加入者票は加入内容を確認する大切なものです。加入者票が到着しましたら、ご意向通りの加入内容になっているかどうかをご確認くださいませようをお願いいたします。

なお、本パンフレットには、ご契約上の大切なことがらが記載されていますので、ご一読の上加入者票とともに保険期間終了時まで保管してご利用ください。ご不明な点がございましたら本パンフレット記載のお問い合わせ先までご連絡ください。

このパンフレットは、所得補償保険、就業中のみの危険担保特約付普通傷害保険、フルガード保険特約付普通傷害保険の概要をご紹介します。ご加入にあたっては、必ず「重要事項説明書」をよくお読みください。詳細は契約者である団体の方にお渡ししてあります保険約款によりますが、保険金のお支払条件・ご加入手続き、その他ご不明の点がございましたら取扱代理店にお問い合わせください。取扱代理店は保険会社との委託契約に基づき、保険契約の締結・契約の管理業務等の代理業務を行っています。したがって、取扱代理店と有効に成立したご契約につきましては、保険会社と直接契約されたものとなります。

本パンフレット記載の保険料には、被保険者(保険の対象となる方)数が1,000人~4,999人である場合の団体割引20%が適用されています。団体募集の結果、被保険者数が1,000を下まわり、500人~999人となった場合は、保険料の引き上げ、または保険金額の引き下げ等の変更をさせていただきますので、予めご了承ください。詳細につきましては、取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください。ご加入者と保険の対象となる方が異なる場合には保険の対象となる方にこのパンフレットの内容をお伝え下さい。また、補償のあらましにもご注意くださいですのでお忘れなくご覧ください。

休業補償制度 のご案内 所得補償保険



こんな場合にお役に立ちます

※保険金をお支払いする場合、お支払いする保険金、保険金をお支払いしない主な場合については、補償のあらましをご覧ください。

- 保険期間中に病気・ケガで就業不能になられた場合、就業不能期間1ヶ月につきご契約の補償月額（保険金額）をお支払いします。（最初の7日間（免責期間）を除き最長1年間補償します。）
- 安心して治療に専念していただけるよう病気・ケガによる就業不能期間中は、その治療のための入院だけでなく、自宅療養（通院を含め、医師の治療を受けていることにより、全く働けない場合）も補償の対象となります。

※家事従事者の場合は、入院時のみの補償となります。

*「就業不能」とは、

- ①入院のみ担保特約および家事従事者特約をセットしない場合
ケガまたは病気を被り、その治療のために入院していること、または入院以外で医師の治療を受けていることにより、加入者証記載の業務に全く従事できない状態をいいます。
- ②入院のみ担保特約をセットする場合
ケガまたは病気を被り、その治療のために入院していることにより、加入者証記載の業務に全くできない状態をいいます。
- ③家事従事者特約をセットする場合
ケガまたは病気を被り、その治療のために入院していることにより、炊事、掃除、洗濯および育児等の家事に全く従事できない状態をいいます。

ただし、上記いずれの場合も、病気やケガで死亡した後、あるいは病気またはケガが治癒した後は、いかなる場合でも就業不能とはいいません。

■制度の特長

団体割引(20%)が適用され割安です。

24時間ガード

国内、海外、業務中、業務外での病気・ケガによる休業を補償。

天災・特定感染症もサポート

地震もしくは噴火またはこれらによる津波が原因のケガやO-157等の特定感染症による休業も補償

手続き簡単

健康状態の告知だけで、加入時の医師の診査は原則不要。
※告知いただいた内容によっては、ご加入をお断りしたり、保険会社の提示するお引受け条件によってご加入いただくことがあります。

1年間の補償

最長1年間補償致します。

役員・従業員の福利厚生にピッタリ

法人等が掛金を負担し全員加入される場合の掛金は、全額損金・必要経費処理が可能です。「税務上の取扱い」については、税理士等にご相談ください。

注) 家事従事者もご加入いただけます。

(入院期間のみ補償の対象となり、自宅療養期間等は対象となりません。)

注)加入者の配偶者で、日頃家事に従事されている方にご加入いただけます。

職業(パートを含みます。)を有する家事従事者の方(基本級別1級の職種に限り)も対象となります。

- 免責期間とは
就業不能が発生した日から継続して就業不能である期間のうち、保険金お支払いの対象とならない期間をいいます。
- 補償期間(てん補期間)とは
免責期間終了日の翌日から起算して契約により取り決めた1事故あたりの保険金お支払いの限度となる期間をいいます。
- 就業不能期間とは
免責期間終了日の翌日から起算して、契約により取り決めた保険金お支払い期間内の就業不能の日数をいいます。
- 平均月間所得額とは
免責期間が始まる直前12ヵ月における保険の対象となる方の所得の平均月額をいいます。

■月払保険料【1口=補償月額(保険金額)1万円あたり】

(保険期間1年・免責期間7日・補償期間1年)

月払保険料	職種タイプ	1級	2級	3級	家事従事者
	満年齢	一般事務従事者、管理職、小売店主(危険物を扱わない方)等	料理人、調理師、職工、小売店主(危険物を扱う方)等	自動車運転者、自動車整備士、大工(高所、傾斜などの大規模な作業に従事する方を除きます。)溶接工 等	
	平成22年12月1日現在				
	15才~19才	44円	51円	59円	28円
	20才~24才	64円	73円	86円	41円
	25才~29才	72円	83円	97円	46円
	30才~34才	89円	102円	120円	57円
	35才~39才	111円	128円	149円	71円
	40才~44才	138円	159円	186円	88円
	45才~49才	165円	190円	223円	106円
	50才~54才	191円	220円	258円	122円
	55才~59才	204円	235円	276円	131円
	60才~64才	215円	248円	290円	138円
	65才~69才	323円	371円	436円	206円
	70才~74才	430円	495円	581円	275円
	75才~79才	645円	742円	871円	413円

1. 平成23年12月1日時点の満年齢の保険料をご覧ください。
2. 休業補償制度加入対象年齢は79才までです。
3. 職種タイプ1~3級について詳しくは、取扱代理店にお問い合わせください。
4. 高所作業、爆発物取扱作業等の方は、左表とは別の保険料となりますので取扱代理店にお問い合わせください。
5. 過去の傷病歴や現在の健康状態、年齢等によりご加入をお断りしたり、保険会社が提示する条件でご加入いただくことがあります。また、更新のときも同様のお取扱いとなります。
6. 本制度の保険金は、被保険者に直接お支払いします。法人等が保険金を受け取ることはできません。
7. 入院のみ担保特約をセットする場合は保険料が異なります。詳細は取扱代理店へご照会下さい。
8. この保険では、新規ご加入時にすでに被っているケガや病気による就業不能については保険金をお支払いできません。(ただし、新規ご加入時の保険期間(ご契約期間)開始後1年を経過した後開始した就業不能については、保険金お支払いの対象となります。)

労災上乗せ補償制度

のご案内
仕事中の傷害保険
 就業中のみの危険担保特約付普通傷害保険

こんな場合にお役に立ちます

※保険金をお支払いする場合、お支払いする保険金、保険金をお支払いしない主な場合については、補償のあらましをご覧ください。

日本国内・国外を問わず、たとえば下図のような仕事(通勤途上を含みます。)に被った急激かつ偶然な外来の事故によりケガをされたとき、保険金をお支払いします。通院保険金は、平常の業務に従事することまたは平常の生活に支障のある期間で通院した日数が対象となります。

※住居と職場を同じくする方、就業中と否との区別が明らかでない職種の方(企業等の役員*1、個人事業主、船舶乗組員等)はご加入できません。
 *1会社役員の場合は、会社法上の「取締役・会計参与・監査役」をいいます。



建設現場で作業中、ケガをして入院



建設現場で作業中転落し、後遺障害



業務で車を運転中、事故で入院



出張中、宿泊先のホテルで火災においりて

■制度の特長

団体割引(20%)が適用され割安です。

天災・特定感染症もサポート

地震もしくは噴火またはこれらによる津波が原因のケガや0-157等の特定感染症も補償。ただし、特定感染症を発病された場合、死亡保険金・手術保険金はお支払いしません。また、地震・噴火・津波が原因で特定感染症を発病した場合は補償の対象となりません。

労災・健保とは関係なく支払われます。

労災保険ばかりでなく、生命保険・健康保険の給付とは関係なく独自に請求できます。

役員・従業員の福利厚生にピッタリ

法人加入の他、個人でも加入できます。法人等が掛金を負担し全員加入する場合の掛金は、全額損金・必要経費処理が可能です。「税務上の取り扱い」については、税理士等にご相談ください。

※特定感染症とは、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(感染症予防法)」に規定する一類感染症、二類感染症、三類感染症をいいます。詳細は補償のあらましをご参照ください。

(注) 初年度契約の場合、保険責任開始日からその日を含めて10日以内に発病した特定感染症は、保険金をお支払いする対象とはなりません。

■月払保険料1,000円
 ■保険金額

職業級別	(免責期間0日)	
	A	B
	「級別Bに該当する職種」以外の職種	建設作業者・自動車運転者・農林業作業者・漁業作業者・探鉱・採石作業者・木・竹・草・つる製品製造作業者 等
死亡・後遺障害	530万円	130万円
入院日額 (事故日から180日限度)	10,000円	5,500円
通院日額(事故日から180日以内) (の通院につき90日限度)	4,500円	3,500円

職種級別の詳細については、取扱代理店にお問い合わせください。

(注) 手術保険金のお支払額は、手術の種類に応じて入院保険金日額の10倍、20倍または40倍となります。

加入口数

- 被保険者おひとりにつき、最低10口以上1口単位でお申し込みください。原則60口が限度となります。
- 加入口数(1口=補償月額1万円)は、平均月間所得額範囲内でお決めください。
- 家事従事者は10口以上15口までとなります。

※所得補償保険金額が事故直前12ヶ月間の平均月間所得額よりも高いときは、平均月間所得額を限度として保険金をお支払い致しますのでご注意ください。ただし、家事従事者特約をセットされている場合は平均所得額を171,000円とします。

加入例

39才 男性 営業職(職種タイプ1級)

平均月間所得額(年収の1/12)50万円の場合

平均月間所得額50万円×50%=25万円

……加入口数は、この範囲内でお決め下さい。

加入口数 25口(補償月額25万円)

月払掛金2825円(月払保険料111円×25口+制度維持費50円)

※左表に基づき計算された被保険者おひとり毎の月払保険料に一律、制度維持費50円を加算したものが掛金となります。制度維持費の詳細につきましては最終頁をご覧ください

休業補償制度保険金お支払い例

Aさん (男性 40才 補償月額30万円) 肝硬変で12月10日~翌年8月25日まで就業不能

12/10	12/17	8/25
免責7日	補償期間	
保険金は	①月数計算 12/17~8/16(12/17からみて応当日の前日) 補償月額 30万円 × 8ヶ月 = 240万円 ②日数計算 8/17~8/25 9日間 補償月額 30万円 × $\frac{9}{30}$ = 9万円 お支払い総額 249万円	
*1ヶ月未満の就業不能期間については、1ヶ月を30日として、日割計算で保険金をお支払いします。		

Bさん (男性・31才、月額40万円補償加入)
 心筋梗塞のため、10ヶ月7日間休業(入院・自宅療養) 4,000,000円

Cさん (男性・52才、月額50万円補償加入)
 居眠り運転による交通事故で6ヶ月間休業(入院・自宅療養) 約2,883,000円

Dさん (女性・43才、月額30万円補償加入)
 肺結核の手術、術後の療養で11ヶ月間休業(入院・通院) 約3,230,000円

Eさん (男性・27才、月額30万円補償加入)
 塗装工事中、2階足場から転落、骨折で1ヶ月20日間休業(入院・通院・自宅療養) 430,000円

Fさん (男性・59才、月額50万円補償加入)
 海外旅行中の交通事故で2ヶ月10日間休業(入院・通院) 1,050,000円

※上記は当社が作成した架空の事故例であり、過去に実際に発生したものではありません。

24時間補償制度

フルガード保険特約付帯
普通傷害保険

のご案内

ライフスタイルに合った3つのコース

日常生活の様々な補償を無駄なくまとめてチョイス。

しかも年齢・性別に関係なく同一保険料。

シンプル・スタンダード・ワイドの
3つのコースをご用意しました。

※特定感染症とは、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（感染症予防法）」に規定する一類感染症、二類感染症、三類感染症をいいます。詳細は補償のあらましをご参照ください。

（注）初年度契約の場合、保険責任開始日からその日を含めて10日以内に発病した特定感染症は、保険金をお支払いする対象とはなりません。

■制度の特長

団体割引(20%)が適用され割安です。

24時間ガード

国内、海外、業務中、業務外でのケガを補償。

天災・特定感染症もサポート

傷害事故の場合、地震もしくは噴火またはこれらによる津波が原因のケガや0-157等の特定感染症も補償。ただし、特定感染症を発病された場合、死亡保険金・手術保険金はお支払いしません。また、地震・噴火またはこれらによる津波が原因で特定感染症を発病した場合は補償の対象となりません。

労災・健保とは関係なく支払われます。

傷害保険金は労災保険ばかりでなく、生命保険・健康保険の給付とは関係なく独自に請求できます。

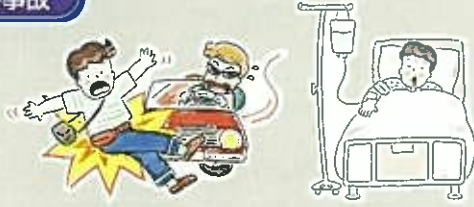
役員・従業員の福利厚生にピッタリ

法人等が掛金を負担し全員加入される場合の掛金は、全額損金・必要経費処理が可能です。「税務上の取り扱い」については、税理士等にご相談ください。

こんな場合にお役に立ちます

※保険金をお支払いする場合、お支払いする保険金、保険金をお支払いしない主な場合については、補償のあらましをご覧ください。

傷害事故



車にはなられてケガをした

0-157で発病

24時間、国内外を問わず急激かつ偶然な外来の事故によるケガを補償します。

賠償責任

国内外を問わず、日常生活の偶然な事故により他人にケガをさせるなど法律上の賠償責任を負った場合に補償します。
（示談代行は行いません。また、賠償金額の決定に際しては事前に保険会社の承認が必要となります。）



自転車で人をはねた

携行品損害

国内外を問わず、外出先で携行品を偶然な事故によって損害を受けた場合に補償します。（紛失は除きます。）
*携行品とは、被保険者（保険の対象となる方）が自宅外で携行している被保険者所有の身の回り品をいいます。携行品損害には、有価証券、自動車、携帯型通信機器、ノート型パソコン、コンタクトレンズ、眼鏡、クレジットカード、動物および植物など、保険の対象とならないものがあります。



バックを盗まれた

ホールインワン・アルバトロス

9ホール以上のコースでホールインワン・アルバトロスを達成した場合に、慣習として負担する祝賀会費用等を補償いたします。（国内のみ。また、原則キャディの同伴が必要です。）



ホールインワン祝賀会を開催した

受託品賠償責任

国内で他人から借りたものや預かったものを国内外で損壊、紛失または盗まれたことにより法律上の賠償責任を負った場合に補償します。（示談代行は行いません。また、賠償金額の決定に際しては事前に保険会社の承認が必要となります。）
*受託品賠償責任には、現金、有価証券、貴金属、宝石、美術品、自動車、動物、植物、建物など対象とならないものがあります。



友達から借りたクラブを折ってしまった

救護者費用

国内外を問わず、急激かつ偶然な外来の事故により緊急な捜索・救助を必要とする状態に陥った場合等に、捜索・救助活動に必要な諸費用を補償します。*受託品賠償責任には、現金、有価証券、貴金属、宝石、美術品、自動車、動物、植物、建物など対象とならないものがあります。



子供が海外で遭難。現地へ赴く

■3つのコースの補償額（保険金額）（保険期間1年）

月払保険料	1口のみ加入となります			
	シンプルコース 1,000円	スタンダードコース 2,000円	ワイドコース 3,000円	
A 「級別Bに該当する職種」以外の職種	死亡・後遺障害	120万円	130万円	140万円
	入院日額（注） （事故日から180日限度）	3,800円	5,200円	9,000円
	通院日額（車は日当 180日以内の通院につき90日限度）	2,400円	4,000円	5,400円
	建設作業員・自動車 運転者・農林業作業 者・漁業作業員・探鉱 採石作業員・木・竹 草・つる製品製造作 業者等	死亡・後遺障害 110万円	110万円	115万円
B	入院日額（注） （事故日から180日限度）	3,000円	4,300円	6,500円
	通院日額（車は日当 180日以内の通院につき90日限度）	1,800円	3,000円	4,300円
個人賠償責任（免責金額0円）		1億円	1億円	
携行品損害（免責金額3,000円）		30万円	50万円	
ホールインワン・アルバトロス（免責金額0円）		30万円	50万円	
受託品賠償責任（免責金額5,000円）			10万円	
救護者費用（免責金額0円）			200万円	

●個人賠償責任および受託品賠償責任の被保険者は、①本人②本人の配偶者③本人または配偶者と生計を共にする同居の親族・別居の未婚の子となります。親族とは、ご本人の6親等以内の血族および3親等以内の姻族をいいます。未婚とはこれまでに婚姻歴がないことをいいます。続柄は損害の原因となった事故発生の際におけるものをいいます。職種級別の詳細については、取扱代理店にお問い合わせください。

（注）手術保険金のお支払額は、手術の種類に応じて入院保険金日額の10倍、20倍または40倍となります。

総合補償制度

この補償制度は………

- ① 病気、ケガで働けない間の月々の所得を補償する休業補償制度（所得補償保険）
 - ② 労災の上乗せ補償制度（就業中のみの危険担保特約付普通傷害保険）
 - ③ 24時間日常生活上の様々な危険をカバーする補償制度（フルガード保険特約付普通傷害保険）
- この3種類のパートで構成されています。これらの中からご自由に選択加入できます。

保険契約者

この制度は京都府中小企業団体中央会を契約者とする就業中のみの危険担保特約付普通傷害保険、フルガード保険特約付普通傷害保険、所得補償保険の団体契約です。保険証券を請求する権利、保険契約を解約する権利等は原則として京都府中小企業団体中央会が有します。

保険加入者

この制度をご利用頂けるのは、京都府中小企業団体中央会会員組合に所属の法人・個人事業者の皆様です（役員・従業員の皆様の個人加入もできます）。

被保険者

中央会会員組合構成企業の事業主、役員、従業員（含む、臨時雇用者・アルバイト・パート）及びそのご家族（配偶者、お子様、ご両親、ご兄弟および事業主・役員・従業員と同居の親族の方）が加入の対象となります。ただし、臨時雇用者・アルバイト・パートについては、①申込直前の12ヶ月間に転職や就労していない期間がない、②毎月安定した所得を得ている、③今後も証券記載業務を継続して遂行する見込みである、以上3点を満たす場合に限りです。また、所得補償保険については、満15歳以上の方に限られます。

※「家族」に関する解釈

- ① 配偶者、子供、両親、兄弟については、「同居」「生計を共にする」「血族か姻族か」を問わず家族となります。
- ② 上記①以外の親族については「同居」していることが必要ですが「生計を共にする」「血族か姻族か」は問いません。

保険期間
（中途加入も出来ます）

この補償制度の保険期間は平成23年12月1日午後4時から平成24年12月1日午後4時までの1年間です。

毎月月末までに加入依頼書が到着したものについて、翌月1日の午前0時から平成23年12月1日午後4時までが補償期間となります。

募集締切日および
保険料の引落し

新規加入・更新加入の募集締め切りは平成23年10月31日となります。10月31日までに加入依頼書を提出していただいた場合は、平成24年1月27日（東京海上日動）または平成24年2月13日（損保ジャパン）に貴指定口座から自動引落し開始となります。中途加入の方については、申込日の翌々月の27日または翌々々月の12日に貴指定口座から自動引落し開始となります。

尚、通帳には「MBSソウゴウホショウ」「NSソウゴウホショウ」等と記載されます。

なお、口座引落しができなかった場合は京都府中小企業団体中央会宛送金して頂く事となります。

自動更新

更新にあたりお客様から補償内容の変更あるいは解約の通知または保険会社からの案内がない限り、今年度の募集パンフレット等に記載の保険料・補償内容にて、保険会社に保険契約を申し込みます。但し、休業補償制度（所得補償保険）につきましては、前年契約で保険金をお支払いした場合は、条件をつけて継続させていただくことや、ご加入出来ない場合がございます。また、更新後の保険料は年齢等によって異なります。ご加入者が退職等により本制度の対象外となった場合は中途脱退とさせていただきますので取扱代理店にご連絡下さい。

事故発生や
就業不能となった場合

事故が発生した場合や所得補償保険の対象となる就業不能が開始した場合には、事故の日時、場所、被害者名、事故状況、ケガまたは病気の状況等を30日以内に取扱代理店または引受保険会社にご通知ください。加入内容変更をいただいてから1ヶ月以内に保険金請求のご連絡をいただいた場合には、念の為、連絡先の担当者に、その旨をお伝えいただけますようお願いいたします。

脱退のお申し出および
契約内容の変更の通知

脱退および契約内容の変更の際は脱退日・変更日より前に代理店・引受保険会社までご連絡下さい。通知が遅れますと、自動的に保険料が引き落とされますのでご注意ください。

制度運営費

制度運営費（通信費・口座引落し費用など）に充てるため、1名につき月50円をご負担いただきます。詳細は、京都府中小企業団体中央会にお問い合わせください。

